

群馬県警察の個人情報の保護に関する訓令 (令和5年9月6日本部訓令甲第12号)

最終改正:令和5年9月6日本部訓令甲第12号

改正内容:令和5年9月6日本部訓令甲第12号[令和5年9月6日]

○群馬県警察の個人情報の保護に関する訓令

令和5年9月6日本部訓令甲第12号

群馬県警察の個人情報の保護に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察の個人情報の保護に関する訓令

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 管理体制 (第3条―第8条)
- 第3章 保有個人情報等の取扱い (第9条―第14条)
- 第4章 特定個人情報の取扱いの特則 (第15条―第19条)
- 第5章 仮名加工情報の取扱いの特則 (第20条―第23条)
- 第6章 匿名加工情報の取扱いの特則 (第24条―第26条)
- 第7章 保有個人情報等の取扱いに係る業務の委託等 (第27条・第28条)
- 第8章 安全確保上の問題への対応 (第29条―第33条)
- 第9章 補則 (第34条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき警察本部長(以下「本部長」という。)が保有する個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報(以下「保有個人情報等」という。)の保護について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 仮名加工情報 法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。
- (3) 匿名加工情報 法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。
- (4) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (5) 個人番号 番号法第2条第8項に規定する個人番号をいう。
- (6) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 個人番号利用事務 番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。
- (8) 個人番号関係事務 番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。
- (9) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (10) 本人 法第2条第4項に規定する本人をいう。
- (11) 個人識別符号 法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。
- (12) 行政機関等匿名加工情報 法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (13) 要配慮個人情報 法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

第2章 管理体制

(総括責任者)

第3条 群馬県警察に総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括責任者は、保有個人情報等の管理に関する事務を総括するものとする。

(運用責任者)

第4条 群馬県警察に運用責任者を置き、警務部広報広聴課長をもって充てる。

2 運用責任者は、総括責任者を補佐するものとする。

(保護責任者)

第5条 各所属に保護責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 保護責任者は、所属における保有個人情報等の適切な管理を確保するものとする。

3 保有個人情報等を複数の所属で取り扱う場合は、当該所属の保護責任者は、協議の上、それぞれの任務分担を定め、責任を明確にしておかなければならない。

(保護担当者)

第6条 各所属に保護担当者を置き、次席等(各所属の次席、副隊長、副校長及び副署長をいう。)をもって充てる。

2 保護担当者は、保護責任者を補佐し、当該各所属における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(事務取扱担当者)

第7条 個人番号その他の特定個人情報を取り扱う所属に事務取扱担当者を置き、保護責任者が任命するものとする。

2 事務取扱担当者の任免は、特定個人情報事務取扱担当者任免簿(別記様式第1号)により行うものとする。

3 保護責任者は、事務取扱担当者の任免に当たっては、特定個人情報の利用目的を達成するために必要最小限の職員に限定するとともに、事務取扱担当者の役割及び取り扱う特定個人情報の範囲を指定するものとする。

(会議の開催)

第8条 総括責任者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うために必要があると認める場合は、関係職員を構成員とする会議を定期的に、又は随時に開催するものとする。

第3章 保有個人情報等の取扱い

(職員の責務)

第9条 職員は、法及び番号法の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括責任者、運用責任者、保護責任者、保護担当者及び事務取扱担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(取扱いの制限)

第10条 保護責任者は、職員（保有個人情報等の取扱いに従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2項に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）を含む。）がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(利用目的の特定)

第11条 保護責任者は、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定するものとする。

2 前項の規定により特定した利用目的は、個人情報保有事務登録簿（群馬県警察の個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程（令和5年群馬県警察本部告示第2号）別記様式第2号及び別記様式第3号。以下「登録簿」という。）に記載することにより管理するものとする。ただし、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号）第3条第3項各号に掲げる個人情報保有事務及び同条第5項に該当する場合を除く。

(利用目的の変更)

第12条 保護責任者は、保有個人情報の利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができるものとする。

2 保護責任者は、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供が恒常的に行われる場合は、利用目的を変更し、登録簿に記載するものとする。

3 保護責任者は、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定して登録簿に記載しておくものとする。

(正確性の確保)

第13条 職員は、保有個人情報の内容が事実でない認められた場合は、保護責任者の指示に従い、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(廃棄及び削除)

第14条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている公文書（電磁的記録を含む。）を廃棄し、又は削除する場合は、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は削除を行うものとする。

第4章 特定個人情報の取扱いの特則

(特定個人情報の取扱い)

第15条 特定個人情報は、事務取扱担当者が取り扱うものとする。

2 保護責任者は、個人番号の利用範囲を番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定するものとする。

3 保護責任者は、特定個人情報を取り扱う事務を行う区域を明確にするとともに、保護責任者、保護担当者及び事務取扱担当者以外の者が特定個人情報を容易に閲覧できないよう留意するものとする。

4 事務取扱担当者は、次に掲げる行為については、保護責任者の指示に従い行うものとする。

(1) 特定個人情報の複製

(2) 特定個人情報の送信

(3) 特定個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

(4) その他特定個人情報の適切な安全管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(提供の求めの制限)

第16条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第17条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報の収集・保管の制限)

第18条 事務取扱担当者は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(取扱状況の記録)

第19条 保護責任者は、特定個人情報を取り扱う事務ごとに、特定個人情報管理簿（別記様式第2号）及び特定個人情報取扱状況記録台帳（別記様式第3号）を備え置き、特定個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。ただし、特定個人情報ファイルをシステムで取り扱う場合は、次の記録を電磁的方法により行うことにより、これに代えることができる。

(1) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録

(2) 電子媒体、書類等の持ち出しの記録

(3) 特定個人情報の削除・廃棄の記録

(4) 削除・廃棄を委託した場合において、これを証明する記録等

(5) 事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

第5章 仮名加工情報の取扱いの特則

(第三者提供の制限)

第20条 保護責任者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

(識別行為の禁止)

第21条 職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別する目的で、次の行為を行ってはならない。

(1) 当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報を取得すること。

(2) 当該仮名加工情報を他の情報と照合すること。

(連絡先等の利用の禁止)

第22条 職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(委託を受けた者への準用)

第23条 第20条から前条までの規定は、群馬県警察から仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第6章 匿名加工情報の取扱いの特則

(第三者提供に係る義務)

第24条 保護責任者は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この章において同じ。）を第三者に提供する場合は、法令に基づく場合を除き、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。

(識別行為の禁止等)

第25条 保護責任者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除記述等若しくは加工方法情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 保護責任者は、匿名加工情報の漏えいを防止するため、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託を受けた者への準用)

第26条 前条の規定は、群馬県警察から匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第7章 保有個人情報等の取扱いに係る業務の委託等

(業務の委託等)

第27条 保護責任者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

(労働者派遣契約)

第28条 保護責任者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第8章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第29条 保有個人情報等の漏えい等の安全確保の上で問題となると思われる事案（以下「漏えい等」という。）が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報等を管理する保護責任者に報告するものとする。

2 前項の規定により報告を受けた保護責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。

3 保護責任者は、速やかに漏えい等の発生した経緯、被害状況等を調査し、遅滞なく、運用責任者を經由して総括責任者に報告するとともに、当該保有個人情報を所管する部長に報告しなければならない。この場合において、保護責任者は、当該事態を知った日から原則として30日以内に確報を行うものとする。

4 前項の規定による報告は、次に掲げるいずれかの保有個人情報（特定個人情報を除く。）に係る漏えい等に該当する場合は個人情報の漏えい等報告について（別記様式第4号）を、特定個人情報に係る漏えい等については特定個人情報の漏えい等報告について（別記様式第5号）を提出することにより行うものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置が講じられたものを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合

5 総括責任者は、第3項の規定による報告を受けた場合は、漏えい等の内容等に応じて、当該漏えい等の内容、経緯、被害状況等を速やかに本部長に報告するものとする。

6 保護責任者は、漏えい等の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

7 運用責任者は、第4項各号に掲げる漏えい等又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第

5号) 第2条に規定する漏えい等の報告を受けた場合は、個人情報保護委員会に当該漏えい等について報告するものとする。

(本人への通知)

第30条 保護責任者は、漏えい等の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、次に掲げる事項を速やかに、本人に連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報等の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、保護責任者は、本人への通知義務を負わない。

- (1) 本人への通知が困難であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合
- (2) 当該保有個人情報等に法第78条第1項各号に掲げる情報(不開示情報)のいずれかが含まれる場合(公表等)

第31条 保護責任者は、二次被害、類似事案の発生回避等のため、次のとおり漏えい等の公表を行うものとする。

(1) 漏えい等は、原則として、発生後速やかに公表するものとする。ただし、次のような場合その他公表することに合理性がないと認められる場合には公表しないことができる。

- ア 公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがある場合
- イ 公表することにより、群馬県警察その他の捜査機関における適正な業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ウ 被害者等関係者が公表を望まない場合

(2) 公表する内容は、次の事項とする。

- ア 漏えい等の概要
- イ 漏えい等への対応状況
- ウ 二次被害の発生状況
- エ 再発防止策の内容

(3) 公表の方法は、報道提供、群馬県警察ホームページへの掲載等漏えい等の内容に応じて有効な手段を選択するものとする。(監査及び点検の実施)

第32条 総括責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、保有個人情報等の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行うものとする。

2 保護責任者は、各所属における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認める場合は、その結果を総括責任者に報告するものとする。

3 総括責任者及び保護責任者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認める場合は、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(教育研修)

第33条 総括責任者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員(派遣労働者を含む。)に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他を目的として必要な教育研修を行うものとする。

2 保護責任者は、所属の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、総括責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与するなどの必要な措置を講ずるものとする。

第9章 補則

(細則)

第34条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。
